

アゼルバイジャン子ども学研究序説（2）

——乳幼児と保育をめぐる現状——

An Introduction to the Child Study of the Republic of the Azerbaijan (2) :

Present State of Infants and ECCE

村知 稔三

Toshimi MURACHI

【はじめに】

本稿は、「旧ソ連4か国の子どもの権利と保育・教育・福祉に関する比較研究」という中期的研究課題¹の一部をなすアゼルバイジャン共和国の子ども学研究に関する第2報である。

昨年の第1報²（以下、「前稿」とよぶ）では、同国の概要、関連する先行研究、利用する資料について述べたうえで、子ども人口（年少人口）³を中心に、人口動態の特徴について考察した。その結果、つぎの2点を指摘した。

①アリエフ親子の長期政権下で石油・天然ガスと農業生産物の輸出を中心にした経済成長が続き、2000年代後半から国民所得が増大した一方、経済格差は比較的に小さく、貧困率は低い状態が続いてきた。これらは、子どもとその家族の状態の改善や、子どもの権利保護の促進にとって重要な前提条件である。他方、「大統領への権力集中と政経両面での寡頭支配」が四半世紀以上にわたって進んでいることで、民主主義と人権に関する諸問題はより深刻になってきている。

②20世紀中頃からの人口増加はソ連解体の否定的影響を受けないで継続し、この約70年間に総人口は300万人から1000万人に増加した。ただ、それを支えた高い合計（特殊）出生率は近年、人口置換水準を下回り始め、総人口に占める子ども人口の割合もこの20年間で10ポイント近く低下している。1970年代～1990年代中頃に伸長が止まっていた平均寿命は、その後の4半世紀間に7歳余り伸び、40年ほど前の日本の水準にある。その結果、アゼルバイジャンの現状は、カザフスタンと同じく、多子・非高齢の社会であるものの、少子高齢化の動きはすでに始まっている。社会における子どもの位置は量的・質的に比重が高く、その権利の保護と保障が社会や国家の行く末を左右するひとつの問題となっている。

第2報の本稿では、アゼルバイジャンの乳幼児と保育をめぐる現状の特徴と課題について素描する。具体的には、（1）乳幼児の誕生と生活、（2）教育制度と保育制度、（3）保育者の現状について

論究する。

関連する主な資料と先行研究は次の2点である。①アゼルバイジャン政府の文部科学省（Министерство Науки и Образования Азербайджанской Республики; Ministry of Science and Education of the Republic of Azerbaijan）の公式サイト語ロシア版・英語版（<https://edu.gov.az/ru/>; <https://edu.gov.az/en/>）に掲載されている統計や法令など。②国家統計委員会（The State Statistical Committee of the Republic of Azerbaijan）の公式サイト英語版（<https://www.stat.gov.az/?lang=en>）で公開されている統計年報⁴。

なお、本稿は、科学研究費基盤研究（B）「グローバル化時代の子ども観の質的転換と子どもの権利保障政策に関する比較社会史研究」（研究代表者・佐藤哲也・宮城教育大学教授、2019～2022年度）の一環である。ただ、2020年度からのコロナ禍の影響で、予定していた現地調査を行なうことができない状況が続いている。そのため、本稿はもっぱら日本で可能な文献調査にもとづくものであり、副題にある「現状」の詳細については現地調査を待つ必要がある。

【1】乳幼児の誕生と生活

（1）出生数と乳幼児人口

前稿でふれたように、アゼルバイジャンの人口動態、とりわけ出生の動向は婚姻のそれによって基本的に規定されている。すなわち、早婚・（おそらく）皆婚と早期の出産という傾向は現在もほぼ継続しているため⁵、おおよそ四半世紀ごとにベビーブームが到来している。それを示すのが戦間期から現在までの出生数の変動を示す図1である。

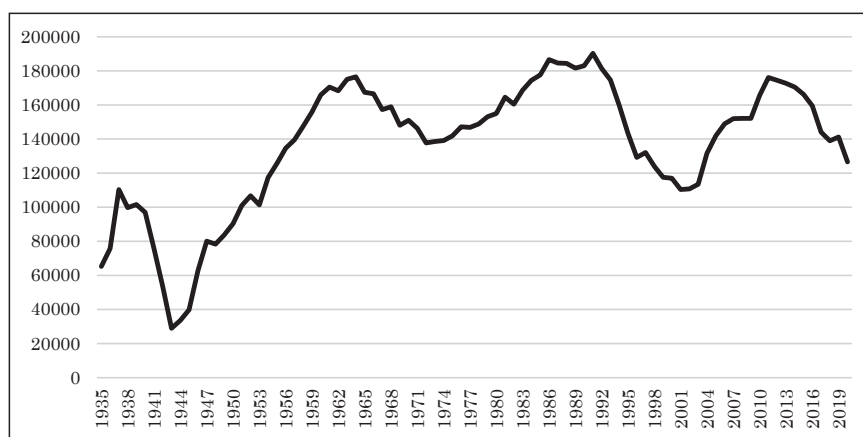


図1 出生数の推移（1935～2020年）

出典：国家統計委員会公式サイトからのデータから作成（2022年9月21日）。

この出生数の推移を表にすると、次のようになる。

表1 出生数の推移（1935～2020年、万人）

年	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965			
出生数	6.52	9.70	3.99	9.03	12.56	16.58	16.74			
年	1970	1975	1980	1983	1985	1986	1987	1988	1989	1990
出生数	15.10	14.19	15.50	16.84	17.77	18.66	18.46	18.44	18.16	18.30
年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
出生数	19.04	18.14	17.46	15.98	14.33	12.92	13.21	12.40	11.75	11.70
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
出生数	11.04	11.07	11.35	13.16	14.19	14.89	15.20	15.21	15.21	16.56
年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
出生数	17.61	17.45	17.27	17.05	16.62	15.95	14.40	13.90	14.12	12.66

出典：同上（同上）。

これらの図表にあるように、ベビーブームは「第1次：1950年代中頃～1960年代中頃」「第2次：1980年代中頃～1990年代初め」「第3次：2010年代前半」と、定期的に反復している。しかも、これら3回のベビーブームのピークは17万～19万人の間にあって変わらないうえ（最高は1991年の19万人強）、第2次の頂点は第1次のそれよりも少し高い（第1次の最高は1964年、1965年の16.74万人）。ただ、第3次の頂点である2011年の値は第2次のそれである1991年の値よりも1.43万人だけ少ない。

ベビーブームの反復性とおそらく相互作用の関係にあるのは、冒頭で前稿の要点の2点目として述べた20世紀中頃以降の継続的な人口増加であろう。ベビーブームが繰り返されるので、総人口は一貫して増え続けるし、総人口が増加するので、親世代となる20歳代～30歳代の年齢層が厚み（ボリューム）を増す——という関係である。

つぎに、図1と同じ期間について、都市（部）と農村（部）に分けて、出生数の推移を示したのが図2である。

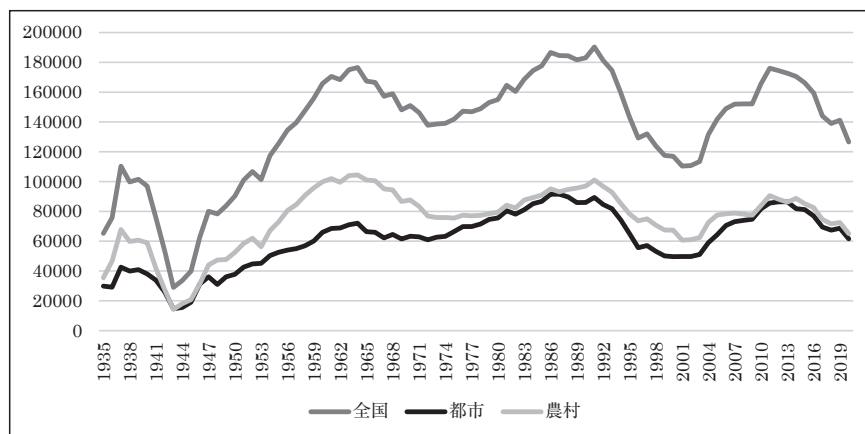


図2 都市・農村別出生数の推移（1935～2020年）

出典：同上（同上）。

同図からは、当然のことに、図1にみられたと同じく、戦後の都市と農村で出生数の反復が認められる。

また、出生数は農村のほうが都市よりも多いという傾向が長く続いてきた。戦後に限って言えば、1970年代まで両者の差は大きく、最大時の1960年代前半には、農村の値が10万人前後であったのに対して、都市の値は7万人前後であった。それが1980年代からは拮抗するようになったものの、2013年を除いて、都市の値が農村のそれを上回ることはいま現在に至っている。なお、この間に両者の差が再び拡大したのは1990年代後半～2000年代初めで、1.5万～2万人弱の開きがあった。

こうした事情の背景は都市・農村別人口比をたどった図3からうかがえる。

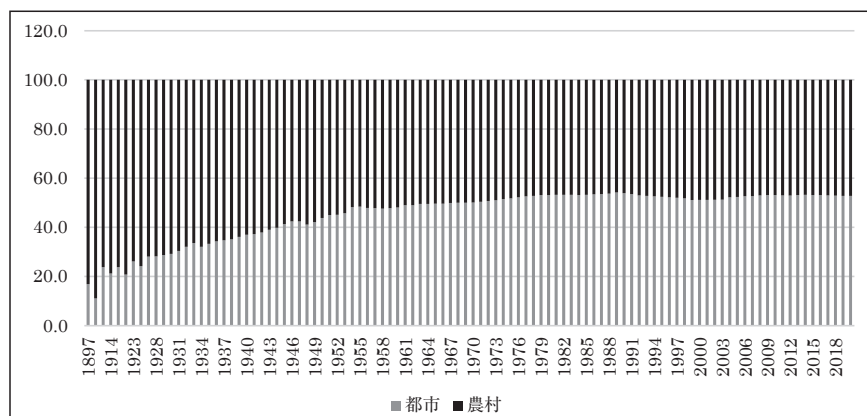


図3 都市・農村別人口比の推移（1897～2019年）

出典：同上（同上）。

これまでの研究で対象としてきたロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3か国だけでなく、世界中の多くの国々で進んでいる都市化が、アゼルバイジャンではここ半世紀ほどの間、あまり前進していない。詳しくみると、帝政ロシア唯一の国勢調査が行なわれた1897年からロシア革命直前の1912年まで2割を下回っていた都市人口比は、1931年に3割を、1945年に4割を超えて、着実に上昇してきた。それが1968年に5割に達したあと、上昇傾向は鈍化した。この間の都市人口比の最高は1989年の54.2%であり、2020年は52.8%、2021年は53.0%と少し低下している⁶。

冒頭でふれた前稿の要点の1点目にある「農業生産物の輸出」を支えているのは、2019～2028年を「家族農業の10年」とする国連などが推進している家族農業であり、アゼルバイジャンはその好例である、という点が図2、3からも確認できる⁷。

都市人口比の相対的な低さに関連して、本研究の記述に必要な限りで、行政区画についてここで確認しておきたい。

アゼルバイジャンには79の市、262の居住地（settlement）、4246の村落（rural settlement）がある。それらが単独あるいは複数で約1300の自治組織になり、住民の代議機関を有する。その上の行政単位として、66の地区（district）、それと同程度の権限をもつ11の市（特別市）、1つの（ナヒチュバン）自治共和国（7地区、1市）があり、しばしばこれらが14の経済圏にまとめられる⁸。その経

済圏別の人口は表2のとおりである。

表2 経済圏別の人口（2021年、万人）

経済圏名	総人口	都市人口	農村人口
バクー市	230.1	230.1	0
アブシェロン=キジ	57.9	53.2	4.7
山岳シルヴァン	32.5	11.1	21.4
ガンジャ=ダシュカサン	61.1	43.1	18.0
カラバフ	90.5	30.1	60.4
ガザフ=トプズ	68.8	16.2	52.6
グバ=ハチマズ	55.9	18.4	37.4
ランラン=アスタラ	95.4	25.4	69.9
中央アラン	74.0	30.4	43.6
ミル=ムガン	52.3	13.4	38.9
シェキ=ザガタラ	63.0	17.5	45.5
東ザンガズル	34.4	7.1	27.2
シルヴァン=サリヤン	50.1	23.5	26.6
ナヒチェヴァン自治共和国	46.2	16.3	29.8
計	1011.9	535.9	476.1

註：四捨五入のため都市人口・農村人口の計と総人口が一致しない場合がある。

出典：同上（同上）。

総人口の23%ほどがバクー市に住み、残りの77%に当たる782万人が13の経済圏に分かれて居住している。そのため、1つの経済圏の人口規模は30万人強～100万人弱の間にあり、日本でいえば、中核市から政令市、あるいは東京23区最大の世田谷区までの人口規模に相当する。仮に経済圏を日本の県とみなせば、経済圏に属する地区・特別市が基礎自治体であり、その下位にある市などは住民にとってより身近な行政単位ということになる。

アブシェロン=キジ、ガンジャ=ダッシュカサンという2つの経済圏を除けば、どの経済圏でも農村人口が都市人口よりもかなり、あるいは、ある程度、多い。バクー市と幾つかの都市以外の国土の大半は農村（山岳と平原）だからである。ロシアなどの場合と同様に、首都やそれにつぐ（大）都市だけをみても、全国の状況を理解したとはいえない。

都市と農村の間には、同時に、種々の格差、とりわけ経済格差が存在するので、その実態を把握することも大切である。そうした格差と保育需要の強弱、保育施設網整備・保育者養成のあり方の違い・困難さとの結びつきが考えられるからである。ただ、諸々の格差の解明にはさらなる時間と独立した論稿が求められるので、他日の課題としたい⁹。

つぎに、保育需要を規定する最大要因である乳幼児人口（図6）と、それを左右する人口動態（図4）、合計出生率（図5）の動向を、図の番号順にみていく。

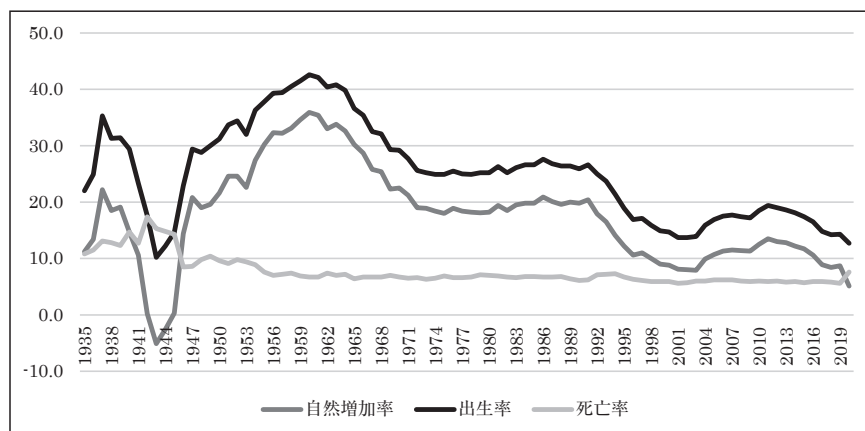


図4 人口動態 (1935～2020年)

出典：同上 (同上)。

図4でまず注目されるのは、アゼルバイジャンにおいて人口転換が完了した時期、すなわち多産少死段階から少産少死段階に到達した時期である。

人口転換のうちの死亡力転換を示す死亡率は、1935年に10.8%を記録したあと、第二次世界大戦期に上昇し、1942年の17.4%をピークに、1940～1945年はほぼ14%以上であった。戦後は1949年に10.4%となったあと、今日まで低下傾向にあり、2020年の値は7.6%である。

他方、出生力転換を示す出生率は、大戦期と戦後直後を除いて、1930年代後半～1960年代後半の間、30.0%を超えており、特に1954～1966年（第1次ベビーブーム期）は35.0%以上であった（ピークは1962年の42.6%）。それが1969年には29.3%まで低下し、その後は30.0%に達することはなかった。その意味で1960年代末に少産少死段階に達したとみてよい。

このあとも出生率は低下傾向にあった（底は1978年の24.9%）。それが、第2次ベビーブーム期を迎え、再び上昇した（ピークは1986年の27.6%）。なお、図1と表1について考察した際に、出生数の変化からみて、第2次ベビーブーム期を「1980年代中頃～1990年代初め」とした。だが、出生率の推移からすると、同期は「1980年代前半～1990年代初め」となる。出生率は1981年に26.3%となり、翌年の25.2%と1990年の25.9%を除いて、1991年の26.6%までの10年余りの間、26.0%以上の水準にあったからである。

上述したように、第2次ベビーブームの出生数は第1次ベビーブームのそれを上回っていた。だが、出生率は5ポイントほど低かった。これは、出生率が総人口を分母とし、出生数を分子とするために生じる現象である。そのため、出生数は増しても、総人口がそれよりも大幅に増加した場合、出生率は下がるを得ない。

第2次ベビーブームのあとの出生率の低下は著しく、2001年と2002年には13.7%となり、10年前より13ポイントも低くなった。これには1991年末のソ連解体とそれに続いた体制転換、とりわけ急速な市場経済化も一定の影響をおよぼしていた。出生数もこの影響を受けており、1991年の19.0万人が2001年の11.0万人へと、8万人も減少していた（図1、表1参照）。

その後の第3次ベビーブーム期（2010年代前半）の出生率は18.5～19.4%の間にあり、第2次ベビーブーム期の26.1～27.6%の間よりも8ポイントほど低くなった。

2020年の出生率はこれまでで最も低い12.7%であり、第4次ベビーブーム（到来するならば、2040年代前半）までこの低下傾向は続くであろう。

図4の特徴として最後に指摘しなければならないのは、冒頭でふれた前稿の要点の2点目にある「長く継続する人口増加」は「戦前から続くプラスの自然増加率」とイコールだということである。東スラブ民族を中心とするロシアやベラルーシではソ連解体後に急激な人口減少を経験したのに対して、チュルク語系民族を主とするカザフスタンやアゼルバイジャンではそれを経っていない、という点は興味深い。

つぎに、合計出生率の推移を図5に示した。

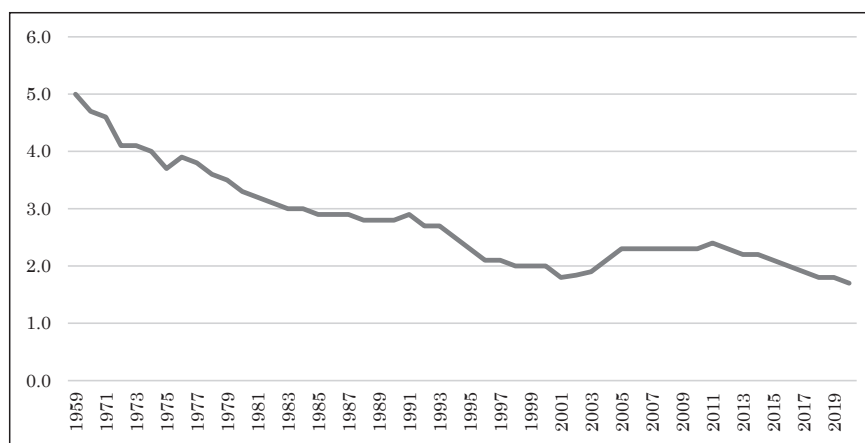


図5 合計出生率の推移（1959～2020年）

出典：同上（同上）。

同図からは、ここ60年余りに渡って合計出生率が低下傾向にあったことがわかる。いいかえれば、3度のベビーブーム期を迎えても、出生数・（普通）出生率と異なり、合計出生率の顕著な上昇は認められない。具体的にみてみよう。第1次ベビーブーム期（1950年代中頃～1960年代中頃）については、1959年の5.0を除いて¹⁰、図5に値がない。その後、1974年まで4.0台にあった合計出生率は、第2次ベビーブーム期（1980年代前半ないし中頃～1990年代初め）の1984年に3.0を記録した翌年から、これを下回るようになった。ただ、同期最後の1991年までは2.8～2.9の間にあった。その後は急速に下がり、1995年には人口置換水準の2.1になり、2001～2003年には2.0を割ってしまった。しかし、その後は第3次ベビーブーム期（2010年代前半）に向けて再上昇し、2015年までこの水準を維持した（ピークは2013年の2.4）。だが、同期が終わった2015年には再び2.0となり、2020年の1.7まで低下している。

ここで、出生数・（普通）出生率・合計出生率の関係（連動と不一致）について少しだけ考えてみたい。

近現代において「多産多死段階から、多産少死段階を経て、少産少死段階に至る」という第1の人口転換を経験した社会や国家の多くが、その後、自らの人口を維持できないまでに出生率が低下し、その状態が継続して、元に戻るのが難しいという少子化に直面している（第2の人口転換）¹¹。

一人の女性（一組の男女）の出産の意欲・行動とそれをめぐる家族・社会・国家のあり方、具体的な社会的・歴史的条件——これらの組み合わせとしてある妊娠・出産（再生産行動）の実態・結果をよりの確に示すのは、一人の女性が出産可能期間中（人口学では「15～49歳」あるいは「20～45歳」）に実際に産んだ子ども数である完結出生（児）数であり、それをもとに算出される完結出生率である。ただ、それが判明するには長い期間が必要なので、それに代わるものとして、推測値である合計出生率を普段は使う¹²。両者は、親世代と子ども世代の再生産行動のパターンが類似している場合、近い値をとる。他方、近年の日本のように、このパターンがかなり違うときは、完結出生率と合計出生率は異なってくる。

これらの点に注意が必要であるものの、完結出生率・合計出生率は出産・出生の実態を示す「第1の指標」であり、これらの低下傾向が長く続くと、追って出生率も下がり始め、出生数も減少し出す¹³。

4か国でいえば、出生数・出生率・合計出生率がともに多く、高いのがカザフスタンである。それに対して、出生数の変動はこれまでの反復パターンをたどっているものの、出生率や合計出生率は全体として低下傾向にあるのがアゼルバイジャンである。前者では子ども人口も総人口も増え続ける。後者では子ども人口が増減を繰り返しつつ、総人口は増加しているものの、中期的には、子ども人口増の頂点が少しずつ下がり、総人口の増加度が低下することが予想される。同じように「多子社会」と呼んでも、両者の間には一定の違いがある。

本節の最後に、保育需要を規定する最大の要因である乳幼児数の変化を図6に示す。

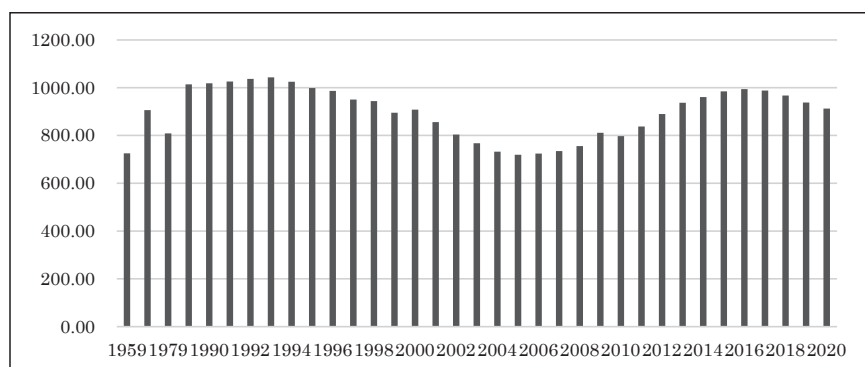


図6 乳幼児（0～5歳児）人口の推移（1959～2020年、千人）

註：5歳階級別人口の0～4歳児分に5～9歳児分の1/5を加えた概数。

出典：同上（2022年9月22日）。

対象が0～5歳児であるため、出生数の変化を直接に（すぐに）反映するのが乳幼児人口である。実際、図1と図6は変動の波がほぼ同じ形態をとっている。合計出生率がこれまでで最低の1.7となっ

た2020年の乳幼児人口は約91.3万人であるのに対して、第3次ベビーブーム期直後の2016年のそれは100万人に近かったので、ここ数年で10万人近く減少したことになる。このように、第2次ベビーブーム期以降、乳幼児人口は90万～100万人の幅で変動しており、彼らが家庭での養育や施設での保育を受けている。次節でみるように、このうち保育施設の対象となる3～5歳児は45万～50万人である。

（2）乳幼児の生活

この項で取り上げるべき課題はかなり幅広い。その幾つかをあげると、次のようになる。「出生をめぐる栄養・衛生・医療などの現状」「出生児の健康と障害、虐待や捨て子などの問題」「孤児・無保護児などの受け入れ先である施設、里親、後見人・保佐人の間の関係と家族法の理念・規定」「婚姻と離婚、婚内子と婚外子、世帯の規模と特徴といった家族問題」「子育ての費用や子育て支援策の現状」「乳幼児とその家族の間にみられる格差・貧困の状況」など。

各課題についてユニセフなどがここ20年ほどの間に多数の関連報告書をまとめている。ユニセフの報告書の題目にあるキーワードを列挙すると（公表順）、次のようになる。「保育の展望」（2000年）、「女子教育」（2001年）、「保育の協力関係の構築」（2002年）、「児童保護制度」（2006年）、「障害者権利条約の解説」（2008年）、「国連開発援助の枠組み」（2009年）、「少年司法制度の改善」（2010年）、「（養護児童の）脱施設化と代替的養護」（2011年）、「アクティブ・ラーニングの政策・実践」（2013年）、「栄養摂取の分析」（同年）、「子どもの権利の重要性」（2016年）、「少年司法への参加促進」（2014年、2017年）、「保育の発展」（2019年）、「子ども・若者の権利保護の新協力体制」（同年）、「子どもへの投資」（2022年）。

第3報¹⁴でやや詳しくみるスウェーデンのNPO「ヒューマニウム」による子どもの権利条約の国内実施の達成度に関する文書では¹⁵、「アゼルバイジャンの子どもが直面する主な問題」の2つ目の問題として健康（と保健）が指摘されている。具体的には、医療機器や医療インフラの不十分さ、ビタミンA欠乏症に苦しむ国民の多さ、精神的な問題を抱えた年間約2万人の出生児、全出生児数の10%におよぶ低体重出生児数の割合、衛生管理を徹底していない予防接種業者——これらの点があげられている。それぞれの問題の実態をつまびらかにする必要がある。

【2】教育制度と保育制度

(1) 教育・保育制度

アゼルバイジャンの教育制度は図7のようになっている。

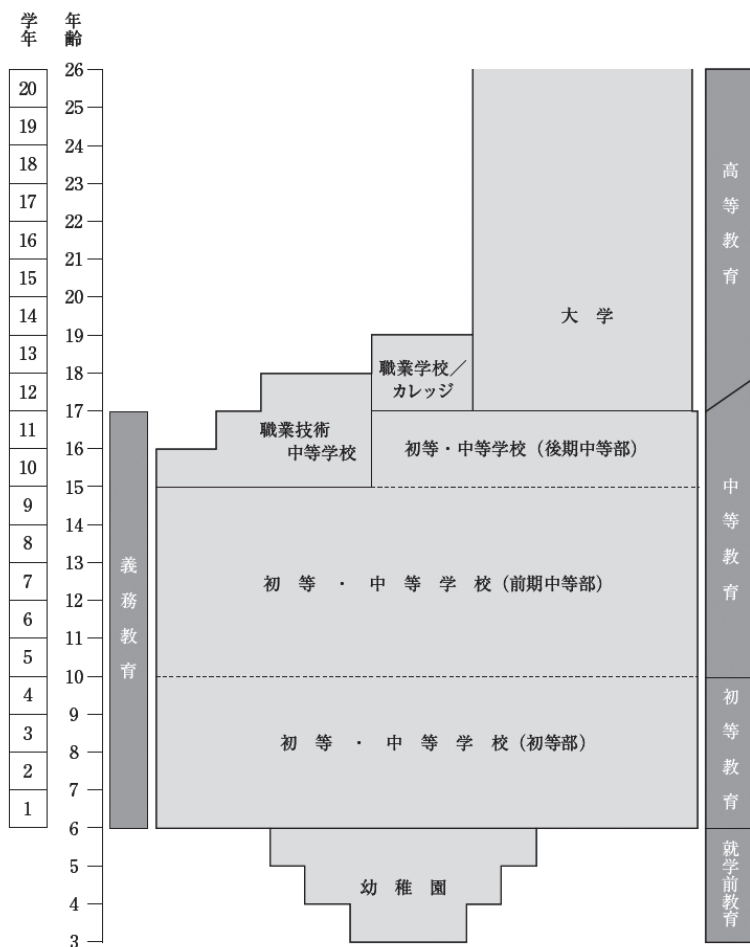


図7 教育制度（学校系統）図（2022年）

出典：日本の文部省公式サイト（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_003.pdf [2022年9月20日]）。

図7と同じ出典などにもとづいて、現行の教育制度について説明しよう。

学年暦は9月後半に始まり、翌年6月前半まで続き、6月後半～9月前半は夏季休暇となる¹⁶。

保育（дошкольное образование）は、3～5歳児を対象とし、後述の保育園や幼稚園など、幾つかのタイプの保育施設で実施される。このうち5歳児の保育は義務である。

初等・中等教育は6～16歳を対象にした「4-5-2制」であり、このうちの6～14歳の9年間は義務教育である¹⁷。

初等教育（начальное образование）は、11年制の初等中等〔普通教育〕学校（начальная и средняя школа）の第1段階にあたる4年制の初等部（6歳就学）で行なわれる。

普通（＝前期）中等教育（общее среднее образование）は、第2段階にあたる5年制の前期中等部で10歳から始まり、完全（＝後期）中等教育（полное среднее образование）は、第3段階にあたる2年制の後期中等部で15歳から実施される。

なお、教育法第19条第3項では、普通教育としての初等・中等教育を行なう機関として、上記の〔初等中等〕普通教育学校（общеобразовательная школа）のほかに、特別教育学校（образовательные учреждения со специальным уклоном）、ギムナジウム（гимназия）、リセ（лицей）、初級専門職業〔教育〕学校（начальные специальные профессиональные учреждения）、中級専門〔職業〕教育学校（средние специальные образовательные учреждения）、高等教育機関付属学校（школа, созданных в подчинении высших образовательных учреждений）をあげている。このうち下線部の2つの学校は、9年制あるいは11年制の初等・中等教育修了者を対象にした1～3年制の職業技術中等学校（初級・中級専門職業学校）であり、初級・中級専門職業教育を実施して、修了者には課程修了証を授与する。

高等教育（высшее образование）を担う国立・私立大学（университет）は、4年制の学士課程（学位：学士号 бакалавриат）、2年制の修士課程（修士号 магистратура）、3～4年制の博士課程（博士号 докторантура）に区分される。こうした高等教育制度の整備には、アゼルバイジャンが2005年にボローニャ協定を調印し、欧州高等教育圏に参加したことが影響している。

ほかに2年制の高等専門教育機関（высшие специальные образовательные учреждения）である職業学校（профессиональное учреждение [あるいは училище]）やカレッジ（колледж）があり、前者の修了者には職業ディプロマが、後者のそれには準学士の学位が与えられる。

これらの保育施設・初等中等〔普通教育〕学校とそこに在籍する幼児・児童・生徒の全国値は次表のとおりである。

表3 全国の保育施設・学校数と幼児・児童・生徒数（2021/22学年度）

施設・学校名	園数・校数	学 年	幼児・児童・生徒数（万人）
保育施設	1828		12.35
初等中等学校	4426		169.09 (都市 106.55 農村62.54)
初等学校	304	就学前学級	10.08
中等学校	770	第1～4学年	63.61
初等中等学校	3336	第5～9学年	75.37
リセ	115	第10～11学年	19.34
ギムナジウム	14		

註：「学年」欄の「就学前学級」～「第10～11学年」は「初等中等学校」の幼児・児童・生徒数の内訳。

出典：国家統計委員会『アゼルバイジャンの子ども（Children in Azerbaijan: Statistical Yearbook）』2022年版、35～39ページ。

初等中等学校の大半が同一の校舎・校庭で第1～11学年がともに学ぶ「一貫校」である。これはソ連期の学校制度が現在も残っていることを示している。

1学年当たりの児童・生徒が、第1～9学年では約15万人であるのに対して、第10～11学年では10万人弱である。9年制の義務教育終了後に、初級専門職業教育を受ける生徒を除いて、後期中等部への進学者が大きく減少していることは、カザフスタンの教育のひとつの特徴である。第3報でみるように、他の3か国に比べて同国の平均就学年数の短いことが上の表で裏づけられている。

表3にある「就学前学級」の英語訳は school preparation groups である。だが、出典の年報に用語説明がないため、この言葉が指すものは不明である。図7で述べたように、「5歳児の保育は義務」なので、それを受けている園児（5歳児）数の可能性がある。だが、表1にあるように、2021/22学年度の5歳児となる2016～2017年の出生児数は約15万人であり、表3の就学前学級の幼児数10万人との差5万人ほどは保育施設の園児数12万人余りに含まれるのであろう。

(2) 教育・保育法制と保育行政

最初に、独立後のアゼルバイジャンにおける保育と教育の動きを整理しておきたい。

年表 1990年代～2010年代の保育・教育をめぐる動向

年 月	事 項	備 考
1992年8月	障害者福祉法	
1995年11月	憲法	下記の説明参照
1998年5月	子どもの権利法	詳細は第3報参照
1999年12月	家族法	同上
2001年12月	人権委員（オンブズマン）基本法	同上
2002年5月	未成年者権利保護委員会規則	同上
2002年7月	子どもの売買、児童売春、児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書（2001年）、武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書（同年）の批准	2012年の総括所見（CRC/C/OPSC/AZE/CO/1）／同（CRC/C/OPAC/AZE/CO/1）
2003年12月	国際的な組織犯罪の防止に関する国合条約を補足する人（特に女性・子ども）の取引を防止・抑止・処罰するための議定書（2000年）の批准	
2004年3月	最悪の形態の児童労働禁止・撤廃のための即時行動に関するILO第182号条約（1999年）の批准	
2005年5月	未成年者ネグレクト・非行防止法	
2005年	ボローニャ協定の調印→欧州高等教育圏に参加	
2006年2月	家族・女性・子ども問題（に関する）国家委員会	詳細は第3報参照
2009年6月	教育法	下記の説明参照
2009年9月	社会権規約の選択議定書批准（2008年）の批准	
2009年10月	困難な状況下の家庭への国家支援の強化に関する法	
2009年12月	第1回全国子どもフォーラム開催	以後は2年毎に開催

年 月	事 項	備 考
2010年1月	保育組織化規則	詳細は不明
2012年8月	保育施設・孤児院の教育審議会モデル規則	同上
2012年10月	保育施設モデル憲章	同上
2012年12月	「アゼルバイジャン2020：将来を見据えて」	
2013年7月	移民法	
2014年7月	国際的な養子縁組に関する子の保護・協力に関する条約（ハーグ国際養子縁組条約）の批准	
2017年4月	保育法	同上
2018年1月	保育施設入園規則	同上
2018年2月	障害幼児保育国家基準	同上
2018年3月	障害者権利法	
2019年8月	保育国家標準	同上
2021年1月	「国家子ども戦略2020-2030」実施に向けた国家行動計画（2020～2025年）開始	
2021年1月	国（公）立保育施設の地方機関から文科省への移管	

註：月が記載していないのは不明のためである。

年表にある1995年の憲法（全158条）の教育に関する第42条（全文）は次のとおりである。

第二部 主要な権利・自由と責任

第三章 基本的人権・市民的権利・自由

第42条 教育を受ける権利

第1項 国民には教育を受ける権利（право на образование）がある。

第2項 国家は、無償の義務的普通中等教育（обязательное общее среднее образование）を受け
る権利を〔国民に〕保障する。

第3項 教育制度は国家の管理下にある（контролируется государством）。

第4項 国家は優秀な国民（talanty）に、その経済状態にかかわらず、教育の継続を保障する。

第5項 国家は教育の最低基準（минимальные стандарты образования）を定める。

この条文の特徴として次の点を指摘できる。①第1項と第2項で普通中等教育までの義務性と無償性を規定している。他方、近代公教育のもうひとつの原則である中立性（非宗教性）については憲法ではふれず、つぎにみる教育法で定める。②第3項と第5項で教育の制度面や内容面での国家の役割を認めている。この点は国家の教育に対する責任の明確化と捉えることができるとともに、教育の政治的中立性に対する一定の懸念も生じる。とりわけ、アリエフ親子による統治が長く続いている現状では、この懸念が増さざるを得ない。③第4項で、義務教育終了後の後期中等教育と高等教育について、無償の対象を「優秀な国民」としているのは、能力による差別を是認していると受けとめることができる。そもそも優秀さの基準は何か、それを判断するのは誰か、無償の範囲はどこ

までか（授業料免除だけか、給付奨学金の保障も含むのか）、などの疑問が湧いてくる。

つぎに、2009年に制定された**教育法**（全47条）の構成は次のとおりである。

第一章 基本概念

第3条 国家の教育政策の主要原則

第4条 主な教育目標

第5条 教育権の国家による保障

第6条 教育の国家基準（государственные стандарты в сфере образования）

第7条 学習言語（язык обучения）

第14条 教育機関（образовательное учреждение）

第二章 共和国の教育制度

第18条 保育（дошкольное образование）

第19条 [初等・中等] 普通教育（общее образование）

第20条 初級専門職業教育（начальное специальное профессиональное образование）

第21条 中級専門[職業]教育（среднее специальное образование）

第22条 高等教育

第23条 大学院博士課程の教育

第24条 生涯学習（дополнительное образование）

第三章 教育制度の管理と教育主体の権利・義務・社会的保護

第四章 教育財政

第五章 教育分野における国際関係

ここで特徴的なのは次の点である。①第3条では、教育政策の主要原則として、「ヒューマニズム」「平等性」「民主主義」「国家意識と世俗性」「[教育の]質」「有効性」「継続性・単一性・一貫性（непрерывность, единство, постоянство）」「連続性（преемственность）」「自由化」「統合（интеграция）」——という民主主義国家とほぼ同じ教育的価値を列挙している。②憲法第42条を受けて、教育法第5条では、義務教育として初等教育と前期中等教育〔普通中等教育（обязательное общее среднее образование）〕までを、有能な生徒には中級専門[職業]教育あるいは高等教育を、ともに無償で受ける権利を保障している。③第7条では、国家語（государственный язык）であるアゼルバイジャン語による教育を基本としている。④第14条では、教育機関、すなわち保育施設を含む学校の設置主体として国・自治体・私人を規定するとともに、学校を種別に列挙している（その第5項1にある保育施設のタイプについては後述）。

それを受けた第二章では、教育階梯の各段階に関する規定する条文が並ぶ。そのうち保育に関する第18条は次のとおりである。

第18条 保育

第1項 保育は、教育の第一段階として、家庭と社会の関心に応じて、幼児期からの知的・身体的・精神的発達、最も初歩的な労働能力（простейшие трудовые навыки）の習得、才能・能力の発達、健康管理、美的教育、自然・人間に対する敏感な態度の形成を保障する。

第2項 保育は適切な保育プログラムにもとづいて実施される。

第3項 共和国では3歳から保育が開始される。

第4項 5歳児の就学準備は必須（необходимый）である。保育行政機関は就学準備組織に関する規則を定める。

第5項 幼児の親、その他の法定代理人の要請による保育は、保育施設、普通教育機関の適切な組織〔付属施設〕、家庭において実施できる。

第6項 幼児を自宅で育てる家庭向けの方法論的・診断的なカウンセリングと調整（координация）は保育行政機関によって提供される。

第1項では保育の目的・目標を定め、第2項では保育プログラムに言及している。ちなみに、これまでの3か国の間では、「文部（科学）省が全国的な基準を設け、それを満たす多様なプログラムが存在するロシア、ベラルーシと、文科省が作成した基準とプログラムが全国に適用されるカザフスタンという違い」¹⁸があった。アゼルバイジャンはどちらのパターンなのか、それとも別なのか、という点を確認する必要がある。第3項と第4項では保育の対象年齢と義務年齢が定められている。

第5項では、保育の場として保育施設・付属施設・家庭という3か所をあげ、親が自らの子どもを入園させず、自宅で保育することを認めている。ただ、この場合、友だちを求める子どもの声（権利）、集団のなかでの子どもの成長・発達、専門家による一定水準以上の保育内容、親による児童虐待の防止などの点をどう保障するのか、ということが問題となる。このうち家庭に対する主に心理的支援については第6項が規定している。

こうした在宅保育と未就園状態の継続は表裏一体の関係にあるので、前者を認めていることが就園率にどう影響しているか、という点を確かめる必要がある（後述の（４）項を参照）。

（３）保育施設のタイプと数、保育施設網の推移

教育法第18条の規定を具体化したのが2017年の保育法（Закон Азербайджанской Республики "О дошкольном образовании"; the Law of the Republic of Azerbaijan "On Preschool Education"）であり、同法を受けた規定が2019年の保育国家標準（Государственный стандарт дошкольного образования в Азербайджанской Республике; State Standard of Preschool Education in the Republic of Azerbaijan）である。これらの法令については、文科省や法務省の公式サイトなどに見当たらないので、その検討は課題として残される。

別の資料によれば、教育法第14条第5項1で規定された保育施設の主なタイプ（種類）は次の4つである。

①保育園（детские ясли; child care institutions）

②保育=幼稚園 (детские ясли-сады; child care institution-kindergarten)

③幼稚園 (детские сады; kindergarten)

④特別幼稚園 (специальные детские сады; special kindergarten)

同条では名称のみが列挙されており、各施設に関する説明はない。これまでの3か国の例からすると、乳幼児期が3歳で区切られており、①が3歳未満、③が3歳以上、②が両者を合わせて幼児期全体を対象にしているものと考えられる。④は病弱児や障害児を対象とした施設であろう。教育法の下位の法令や保育施設の実態をみる必要がある。

教育法における各施設の名称と、表4、5の出典先である国家統計委員会のデータにおける施設名とは少し異なる。後者では次の4タイプである。

(a) 保育=幼稚園、保育園 (day nurseries-kindergartens, day nurseries)

(b) 幼稚園 (kindergartens)

(c) プリスクール [普通教育機関=学校付属保育施設] (school-kindergartens)

(d) サナトリウム型(特別)保育施設(sanatorium-type and special preschool educational institutions)¹⁹

両者の形式的な対応関係は、①と②が (a)、③が (b)、④が (d) となり、(c) に相当するものが見当たらない、ということになる。ただ、教育法の規定の意味やこれまでの3か国との比較可能性などを考えると、(a) ～ (d) の名称の利便性が高いので、本稿ではこちらを用いる。その際、(a) は「保育園」、(d) は「特別保育施設」と一括する。

ここ30年間のタイプ別の施設数・園児数の推移を表4、5と図8、9に示す。

表4 タイプ別と都市・農村別の保育施設数の推移 (1991～2022年)

年	1991	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2021
保育園	1487	1330	1258	1213	1151	1035	1223	1216
幼稚園	696	673	553	544	479	658	610	602
プリスクール	2	3	3	4	5	4	—	—
特別保育施設	—	—	—	—	—	9	7	7
計	2185	2006	1814	1761	1635	1706	1840	1825
1991年=100	100	92	83	81	75	78	84	84
都市の施設	1243	1167	1036	1014	916	972	1123	1099
農村の施設	942	839	778	747	719	734	717	726
私立園				3	11	56	156	133

註：すべて年初の値／表3にあるように、2022年頭の保育施設の総数は1828園。

出典：国家統計委員会公式サイトからのデータから作成 (2022年9月30日)。

施設総数は、ソ連解体などの影響を受けて1990年代～2000年代に減少を続けていたものの、2009年の1612園で底を打ち、その後は増加に転じた。ただ、2020年代初めの値は1991年比で84%にとどまっている。この点はロシアやベラルーシと共通しており、カザフスタンとは異なっている。4か国間では、独立後の新しい法令によって保育の対象年齢が少しずつ違っているうえに、各国の事情に応じた施設タイプ分けがなされているからである。

この例に示されているように、20世紀の70年間余りの「土台」のうえに、ここ30年間ほどの各国の独自性が加わっており、保育制度を含むさまざまな社会制度について、各国間に一定の違いが生じている。本研究が行なう4か国比較の意義もまたこの点にある。

つぎに、タイプ別でみると、保育園と幼稚園が保育施設の大半を占めている。2020年代初めの値は、1991年比で保育園が82%、幼稚園が86%なので、前者の減少度がやや大きい。

設置場所に注目すると、都市の施設は2000年代末まで減少したあと、2010年代に一定の回復をみせている。他方、農村の施設も同じ動向をたどるものの、2010年代の回復の度合いが弱い。具体的には、2021年の値は、1991年比で都市が88%、農村が77%である。その結果、2021年時点で都市の施設数と農村のそれとの割合はおおよそ6：4である。

都市化率が5割を少し上回っているなかで（図3参照）、保育施設は都市にやや偏重している。一般的に保育需要は農村住民の間よりも都市住民の間でのほうが高いという背景を考えると、この割合の意味を理解しやすい。

参考までに、2005年以降の私立園数も示した。このように、設置主体別では、圧倒的に多くの園が国（公）立であり、私立はごくわずかであるものの、2010年代には増えている。なお、国（公）立園の管轄はこれまで地方機関であったが、2022年初めに文科省へ移った²⁰。

表4のほぼすべての値が2020年から2021年にかけて減っている。これが一時的なものか、それとも図1や表1でみた出生数の減少を反映したものか、という点が注目される。

表5 タイプ別と都市・農村別の園児数の推移（1991～2021年）

年	1991	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2021
保育園	143935	114556	87134	85152	83953	82542	97294	96638
幼稚園	36844	32820	25005	24806	23606	32426	30672	29090
プリスクール	91	155	141	123	395	145	—	—
特別保育施設	—	—	—	—	—	936	760	781
計	180870	147531	112280	110081	107954	116049	128826	126509
1991年=100	100	82	62	61	60	64	71	70
都市の施設	140052	110509	79476	78577	77424	86641	99584	97532
農村の施設	40818	37022	32804	31504	30530	29408	29242	28977
私立園				156	541	2244	6428	5124

註：すべて年初の値／前掲『アゼルバイジャンの子ども』2022年版、35ページによれば、2022年頭の園児数は12万5300人（概数）。

出典：同上（同上）。

園児数も施設数とほぼ同じ軌跡をたどっている。1990年代～2000年代の減少の底はやはり2009年の10万3617人であり、これは1991年比で57%に当たる。園児数の落ち込みのほうが施設数のそれよりも大きい。逆にいえば、園児数が半減に近づいても、施設数は1/4減にとどまっていた。それだけ1園当たりの園児数は少なくなった（1991年83人→2021年69人）。

園児数を都市・農村別にみると、農村では、1990年代の急減を含めて、ここ30年間、減り続けて

いる。他方、都市では、同年代のほぼ半減と2000年代の漸減を経て、2010年代にはようやく回復し始めた。ただ、やはり2021年の減少が目を引く（図8も参照）。

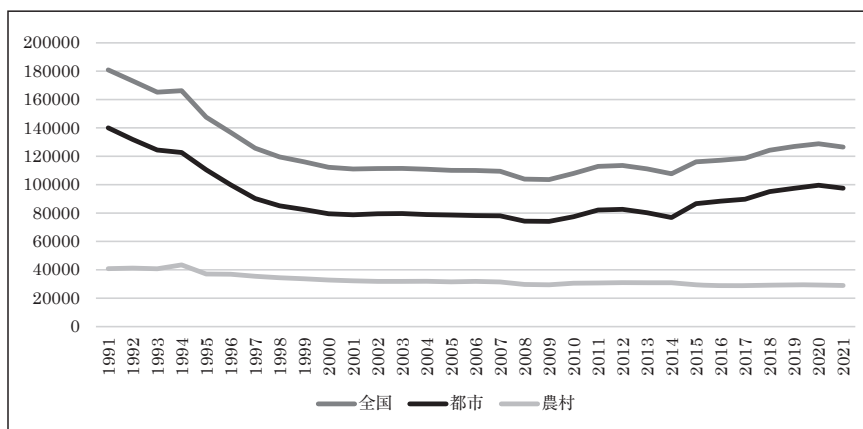


図8 都市・農村別の園児数の推移（1991～2021年）

出典：同上（2022年10月2日）。

以上の全国の施設数と園児数の推移を一緒に図示すると、次のようになる。

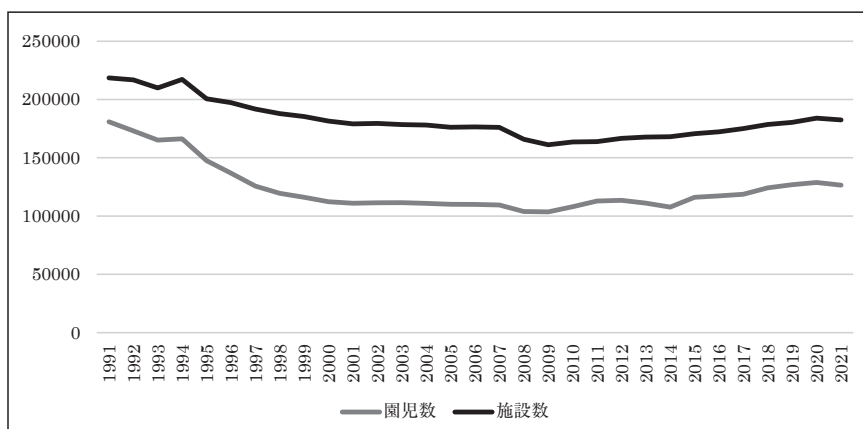


図9 保育施設数と園児数の推移（1991～2021年）

註：施設数の単位は左縦軸スケールの末尾の「00」をとったもの。

出典：同上（2022年9月30日）。

（4）親子の現状と保育需要——産休・育休、就園率——

憲法第17条第2項は、「子どもの世話（забота）と養育（воспитание）は親の義務である。この義務の履行は国が監督（контроль）する」と述べる。ここでは、ロシアやカザフスタンなどの憲法にある「親の（自然な）権利と責任」の代わりに、「親の義務」としている点が目を引く。

この点を補うのが、子どもの権利法（1998年）の第19条「親の権利と義務」である。全文は次のとおりである。

親は、子どもの養育に関して平等な権利と義務を負っている。親は、子どもを健全に育て、普遍的・国家的な価値観（национальные ценности）にもとづいて養育し、自立した生活が送れるように準備しなければならない。親の主な義務は、子どもの適性を伸ばし、物質的・精神的な必要を満たし、子どもの権利と利益を保護することである。子どもに関する親の権利と義務の行使に対する国家機関の介入は、法律で規定されている場合と子どもの利益のためにのみ認められる。共和国の法律に従って、親・養親・後見人・保佐人は子どもに生じた物的損害に対して責任を負うものとする。

ここで明確なように、親の権利・義務は子どもの権利・利益を実現するためにあり、こうした関係が保障されない場合にだけ親子関係への「国家機関の介入」が許される。

以上の前提を踏まえて、子どもの養育に関する制度の大枠を順にみていこう。

まず、産前休業・産後休業（産休）と育児休業（育休）については、社会保険法（1997年）と労働法（1999年）で規定されている。それらによれば、基本的には、産前休業は70日間、産後休業は56日間である（ともに給与の100%を保障）。異常分娩・多胎分娩の場合と母親が工場労働者の場合は、産後休業が70日間に、これら2つの条件が重なる場合は110日間に延長される（労働法第125～130条）。

育休は、子どもが3歳になるまでの間、母親と他の家族構成員が部分的に有給で取得できる（同第127条）。父親の育休は無給で14日間、取ることができる（同第130条）²¹。

日本では産休が基本的に産前42日間、産後56日間であり、育休は最長1年間半であることを考えると、アゼルバイジャンではこれらの制度が相対的に充実している。これには、社会福祉政策を重視したソ連期の「遺産」が残っているという側面があるのかもしれない²²。他方、男性の育休が2週間と短いのは、アゼルバイジャンが世俗国家であるにもかかわらず、性別役割分業を促すイスラム教の考えが影響しているのかもしれない。なお、今後は産休・育休の実態や子育て支援制度の詳細などを明らかにする必要がある²³。

つぎに、独立後30年間の就園率（園児数÷幼児人口）と園児の定員充足率（実員数÷定員数）の変化を表6と図10に示す。

表6 都市・農村別の就園率と定員充足率の推移 (1991～2021年、%)

年	1991	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2021
就 園 率	22.5	17.9	15.9	20.4	18.5	15.6	31.3	32.0
都市	32.9	26.5	19.5	26.1	24.7	21.9	44.1	44.8
農村	11.8	9.8	11.8	14.1	12.2	9.4	19.6	20.1
定員充足率	94	86	74	77	87	89	88	86
都市	94	92	70	73	83	88	87	85
農村	97	95	88	88	97	92	92	90

註：就園率の分母は1～5歳児数である／前掲『アゼルバイジャンの子ども』2022年版、35ページによれば、2022年頭の就園率は35.1%、定員充足率は85%である。

出典：同上 (同上)。

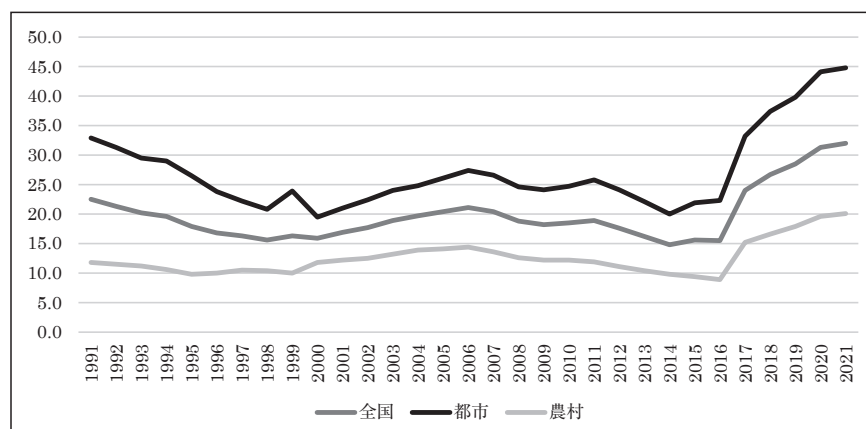


図10 都市・農村別の就園率の推移 (1991～2021年、%)

出典：同上 (2022年10月2日)。

表5で示したように、2021年の園児数は1991年比で70%であるにもかかわらず、就園率はこれまでの最高を記録している。これは分母である幼児数が減少しているからであり (図6参照、1991年102.6万人→2020年91.2万人)、出生数が2011年から減り続けているためである (表1参照。2021年の出生数は2011年比で72%)。

ここで何よりも問題なのは、2020年によりやく30%を超えた程度という就園率の低さである。これまでの3か国の就園率は、同年のロシアで70%、ベラルーシで86%、前年のカザフスタンで77%であった²⁴。多数の幼児が施設で保育を受けている3か国に対して、逆に多くの幼児が自宅だけで育てられているアゼルバイジャン、というように対照的である。

この背景として次の疑問が湧いてくる。①教育法第18条第5項で、親が自らの子どもを入園させず、自宅で保育することを認めていることが影響しているのではないか。②在宅保育と未就園状態の継続は表裏一体の関係にあるので、前者を認めていることが就園率を押し下げているのでないか。③根本的には、都市化の進展が鈍化しており (図3参照)、農村が国土の大半を占めるので、全国的に

は保育需要が相対的に低くなるのではないか。

このうち③については表6と図10の都市・農村別の就園率で少し明らかになる。農村の就園率は全体的に低く、1990年代に1割前後であったのが、2000年代から上昇し、現在は約2割になっている。他方、都市の就園率は、ソ連解体などの影響を受けて、1990年代に13ポイント余り低下した。その後はやはり上昇に転じ、2020年代初めには45%に達している。ただ、農村の就園率の低さは保育需要のそれによるばかりでなく、保育施設が都市にやや偏在していることにもよる²⁵。実際、園児の定員充足率は農村のほうが都市よりも一貫して高い²⁶。

つぎに、その定員充足率をみると、アゼルバイジャンではここ30年間、園児定員にやや空きのある状態が続いている。逆に3か国では、2000年代中頃か2010年頃から定員充足率が100%を超えており²⁷、定員以上に園児を受け入れることによって高まる保育需要に対応している。

保育需要を示す別の指標として3か国について明らかにしたのは、保育（を受ける）権（利）をもち、入園手続きをしているにもかかわらず、定員に空きがなく、入園できない（乳）幼児、すなわち「待機児童」の数であった。アゼルバイジャンの場合、定員充足率が100%を下回っているので、国家統計委員会や文科省のデータに該当する数値はなかった。

なお、調べた限りでは、同省のデータに保育に関する情報が少ない。そのため、3か国について判明した点がアゼルバイジャンに関しては不明ということがしばしば生じる。

たとえば、県・州のレベルの行政区画や、それらを束ねた経済圏という単位での就園率・施設数などである。アゼルバイジャンの面積が4か国で最小（8.7万km²）であるとはいえ、地域別の保育施設網などの動向が掌握できないのは、保育実態に迫るうえでの障害である。インターネット上での追加調査だけでなく、コロナ禍終焉後の現地調査が求められる。

【3】保育者の現状

これまでの3か国の論稿では、第3節で「保育内容・方法と保育者養成」について論じ、その第1項は保育内容・方法を対象とし、保育プログラムや園での日課などについて述べてきた。だが、アゼルバイジャンについては、上記の事情からそれが無理なので、国家統計委員会のデータを用いて、保育者の現状のごく一端について紹介したい。

2005年と2021年について保育者の職種別に教育歴（学歴）の構成比を表7、8に示す。

この16年間にアゼルバイジャンでも、他の3か国と同様に、保育者などの高学歴化が進展している。だが、その速度は遅く、全職種における高等教育終了者の比率は11ポイント上昇しただけであり、専門教育終了者²⁸が半数以上を占める状況が続いている。

個別の職種をみると、園長では高等教育終了者の比率が56%から74%まで上昇し、残りの1/4は専門教育を終えている。

表7 職種別の保育者などの教育歴(2005年、%)

	園長	保育者	音楽教師	言語治療士	障害児専門	その他	全職種
前期中等	1.3	1.0	0.8	4.0	—	2.2	1.0
保育学	50.0	45.1	46.2	100.0	—	100.0	46.7
後期中等	4.0	1.0	22.1	—	—	8.9	8.9
専門	38.5	70.2	67.7	—	4.6	20.0	65.7
教育学	84.5	89.7	54.2	—	99.7	77.8	88.2
保育学	80.8	66.5	60.9	—	100.0	100.0	85.0
高等	56.2	20.0	9.4	96.0	95.4	68.9	23.4
教育学	91.5	88.7	79.5	83.3	88.7	90.3	89.1
保育学	63.9	73.0	41.1	85.0	98.2	35.7	68.8
総数	1821	10993	1715	25	26	45	14534

註：「前期中等」「後期中等」「専門」「高等」の各々に「教育」が、「障害児専門」に「教師」が付く（次表も同じ）／「その他」の値のみ2006年分。

出典：同上（同上）。

表8 職種別の保育者などの教育歴(2021年、%)

	園長	保育者	音楽教師	言語治療士	障害児専門	その他	全職種
前期中等	0.2	0.3	0.9	—	—	—	0.3
保育学	50.0	21.6	77.8	—	—	—	40.7
後期中等	1.0	4.8	13.7	—	—	12.6	5.5
専門	25.1	63.0	70.5	4.6	60.0	42.7	59.6
教育学	93.4	96.1	96.4	66.7	100.0	95.5	96.0
保育学	66.5	80.5	71.4	100.0	100.0	64.3	78.6
高等	73.7	31.9	14.9	95.4	40.4	44.7	34.6
教育学	95.2	96.1	95.2	88.7	100.0	82.6	95.7
保育学	75.7	81.2	79.5	98.2	100.0	55.3	79.9
総数	1821	13262	1957	65	10	103	17218

出典：同上（同上）。

他方、全職種の77%を占める保育者の場合、同じ比率が12ポイント上昇しただけであり、今も2/3近くは専門教育終了者である（上昇分は専門教育から高等教育への置き換えり分）。当然、この傾向が全職種の構成比にも反映している。なお、専門教育の8割は保育学に関するものであり、これは2005年より14ポイント上昇しており、専門職にふさわしい教育内容に近づいていると評価できる。

他の職種では、音楽教師は2005年から専門教育終了者が高い状態が続いている。障害児専門教師はこの間に数が半分以上の10名になっており、構成比があまり意味をもたない。

人数をみると、保育者数が同じ期間に1.18倍になっているのは、施設数が64だけ増えたこと（表4参照）などが関係しているのであろう。

保育者の実態に関する他の側面や養成の実態を明らかにする課題が残されている。

【おわりに】

アゼルバイジャンの子ども学研究の第2報に当たる本稿では、同国の乳幼児と保育をめぐる現状の特徴と課題に着目して、次の点を明らかにした。

①20世紀後半～2010年代に3次のベビーブームが定期的に生じた結果、乳幼児（0～5歳児）人口は70万人強～100万人強の間を上下している。これが、前稿でみた同じ期間における総人口の3倍増の原動力である。ただ、合計出生率は一貫して低下傾向にあり、近年では人口置換水準を下回っている。また、同国の特徴として、農村人口が総人口の半分近くを占めるという点がある。この農村人口比の高さが再生産サイクルの反復につながり、それが乳幼児人口の反復を生み、結果的に人口増加をもたらしている。だが同時に、農村人口比の高さが前稿でみた一人当たりのGDPの低さや保育需要の弱さにもつながっている。

②憲法（1995年）と教育法（2009年）に規定された保育制度の対象は3～5歳児であり、このうち5歳児の保育が義務化されている。初等・中等教育制度はソ連期の「4-5-2制」を継承している一方、欧州高等教育圏に加盟しているので、高等教育は「4-2-3制」に整備されている。同圏が求める12年制の初等・中等教育制度への転換に関する近年の動きは把握していない。

保育施設は4つのタイプに分かれており、そのうち、3歳未満児を対象とする保育園（、1～5歳児向けの保育＝幼稚園）と3歳以上児を受け入れる幼稚園が主なタイプである。保育施設は、ソ連解体などの影響で1990年代～2000年代に3割近く減少したあと、2010年代に都市では回復しつつある。ただ、それでも2021年の施設数は1991年比で84%である。

園児数は施設数と同じ軌跡をたどっており、2021年の値は1991年比で70%である。

就園率は2021年に32%であり、施設での保育と家庭でのそれとの関係が他の3か国とは逆転している。低い就園率の背景には農村人口比の高さがあるものと考えられる。

これらの動向を別の角度から考えると、ソ連期に「施設保育の推進」策が全国的に進められていたのが、独立後は各国の実態にあったものに変化したともいえる。

③21世紀に入ってから（も）保育者の教育歴はゆっくりと向上しており、2021年には3割強が高等教育を終了している。他方、6割強は専門教育を受けて、保育現場に立っている。この点が保育の実際に与える影響などについて明らかにすることは今後の課題である。

【註】

- ¹ この中期的研究課題は次のように進んでいる。

表9 旧ソ連4か国の子どもの権利と保育・教育・福祉に関する比較研究の進行状況

	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	アゼルバイジャン
(1) 概要・人口動態	世界の社会福祉年鑑2015	青短紀要71 (2017)	青短紀要73 (2019)	青スタ論集17 (2022)
(2) 子どもの権利	佐々木先生追悼論集(2016)／子ども 観のグロ・ヒス(2018)	ハルシオン7 (2019)	ハルシオン8 (2020)	学科紀要67 (2023)
(3) 乳幼児・保育	幼児教育史学研究9(2014)／海外社会 保障研究191(2015)	青短紀要72 (2018)	青短紀要74 (2020)	学部紀要14 (2023)
(4) 児童福祉	青短紀要64(2010)、67(2013)			

註：各拙稿の書誌情報は出典を参照。

出典：拙稿「アゼルバイジャン子ども学研究序説(1)——概要と人口動態——」『青山スタンダード論集』第17号(2022年)126～127ページ。

- ² 同上、97～134ページ。
- ³ 本稿における子どもの年齢の上限は通常どおり18歳未満であるが、子ども人口がそうであるように、15歳未満を指す場合がある。
- ⁴ 前稿、129ページの註21参照。広義の先行研究については前稿第2節を参照。なお、国家統計委員会の公式サイトにロシア語版はない。
- ⁵ 女性の平均初婚年齢は1990年の23.2歳から2021年の24.3歳へと、この30年間に1.1歳上昇した(男性は26.2歳から28.5歳へと2.3歳の上昇)。同じ期間の第1子平均出産年齢は23.0歳から24.2歳へと1.2歳上昇した(国家統計委員会公式サイト(2022年9月24日))。なお、年齢階級別・性別の婚姻率は同公式サイトと『アゼルバイジャン人口年報(Population of Azerbaijan)』2022年版に見当たらない。
- ⁶ 農村人口比の高さが婚姻・出産年齢の相対的な低さと関係しているであろう。
- ⁷ 廣瀬陽子編著『アゼルバイジャンを知るための67章』(明石書店、2018年)228～231ページ(野部公一・執筆)参照。なお、アゼルバイジャンの食料自給率は2018年に74%であり、172か国・地域のうち68位である。2000年代後半以降、この値は60～80%の間で推移している(在アゼルバイジャン日本大使館「アゼルバイジャンにおける食料自給」2021年11月25日)(<https://openjicareport.jica.go.jp>pdf>)。
- ⁸ 国家統計委員会公式サイト(2022年10月3日)、英語版ウィキペディア「Administrative divisions of Azerbaijan」(https://en.wikipedia.org/wiki/Administrative_divisions_of_Azerbaijan [同日])、立花優「新アゼルバイジャン党と政治体制」『アジア経済』第49巻第7号(2008年)15ページ。
- ⁹ この点で参考となるのは、前稿第2節であげた先行研究や国際・国連機関、国際NGOなどの報告である。
- ¹⁰ 通常は小数点第2位まで示される合計出生率が、国家統計委員会公式サイト(2022年9月24日)のデータには第1位までしか表示されていない。
- ¹¹ よく知られているように、少子化、とりわけ合計出生率1.50未満の超少子化の先頭は日本である。それにつぐグループのなかにロシアやベラルーシもあり、出生数の減少と出生率・合計出生率の低下が連動し、少子化と人口減少に悩んでいる。両国とも、母親世代の厚みの世代的循環(大きな要因)や積極的な子育て支援策(小さなそれ)の影響で、2000年代後半～2010年代前半に出生数の減少と出生率・合計出生率の低下が一時的に止まったり、軽減したりした。だが、その後は再び超少子化社会となっている。とりわけ、地球の陸地面積の1/8に当たる国土を有するロシアにとってこの問題は重要で深刻である。このままでは広大な無人の地が国内の随所に、とりわけシベリア地方と極東地方に生じる事態になる。広くは人間の安全保障に関わるこうした問題に2000年代後半から積極的に取り組む姿勢をみせていたプーチン大統領が、それに逆行するウクライナ侵略戦争を2022年2月に始め

たことは、21世紀のロシアにとって（も）痛恨の選択・失策である。

- ¹² 詳しくいえば、合計出生率には期間合計出生率とコーホート合計出生率があり、両者が同じ値となる場合と異なる値となるときがある。ここにも再生産行動のパターンの変化が影響している。人口学研究会編『現代人口辞典』（原書房、2010年）、日本人口学会『人口学事典』（丸善出版、2018年）などを参照。
- ¹³ 出生数の減少を総人口のそれが上回る（死亡数の増加が著しい）場合は、見かけ上、出生率は上昇する。
- ¹⁴ 拙稿「アゼルバイジャン子ども学研究序説（3）——子どもの権利条約の国内実施に関する立法化と政策を中心に——」『青山学院大学教育学会』教育研究』第67号（2023年3月）掲載。
- ¹⁵ <https://www.humanium.org/en/>（2022年8月31日）。
- ¹⁶ Azerbaijan Television and Radio Broadcasting 公式サイト（<https://aztv.az/en/news/21165/new-school-year-begins-in-azerbaijan-today>）（2022年10月19日）。
- ¹⁷ 後述の欧州高等教育圏では、高等教育制度・内容（質）の統一だけでなく、12年制の初等・中等教育制度の整備が求められる。アゼルバイジャンにおける11年制から12年制への移行の動きは、文科省公式サイトのニュース欄によれば、2016年5月時点で論議中である（「12年制普通教育への移行をめぐる議論が続く」[<https://edu.gov.az/en/news-and-updates/12233>, 2022年10月18日]）。その後のこの論議の推移や12年制の実現の目途に関する情報は同欄に載っていない。同国への論及は少ないが、上別府隆男「中東欧の体制移行国におけるボローニャ・プロセスと高等教育改革」『（福山市立大学）都市経営』第8号（2015年）65～73ページ参照。なお、教育年限と関連する問題として徴兵制がある。アゼルバイジャンでは18か月間（高等教育を受けている者は12か月間）の徴兵期間が男性に課せられている。
- ¹⁸ 拙稿「体制転換後のロシア、ベラルーシ、カザフスタンの社会と保育」幼児教育史学会監修『幼児教育史研究の新天地』下巻<幼児教育の現代史>（明文書林、2022年）316～317ページ。
- ¹⁹ 国家統計委員会の公式サイトはアゼルバイジャン語版と英語版だけで、ロシア語版はない。念のために、4タイプをアゼルバイジャン語で示しておく（前稿で記したように、筆者は同語を解しない）。(a) körpələr evləri-uşaq bağçaları, körpələr evləri, (b) uşaq bağçaları, (c) məktəb-uşaq bağçaları, (d) sanator tipli və xüsusi məktəbəqədər təhsil müəssisələri.
- ²⁰ UNICEF, *Country Office Annual Report 2021: Azerbaijan*, p.2. なお、国(公)立園の「園児には国の費用負担で食事と教材が提供される」という（International Partnership for Human Rights [IPHR], Baku Human Rights Club [BHRC], *Social and Economic Rights in Azerbaijan*, p.61 [刊行年は未記載、内容的には最新]）。この報告書を作成したバクー人権クラブは、アゼルバイジャンではおそらく少数の、官製でないNGOのようである。ただ、グーグルなどの検索サイトでは同組織のフェイスブックしか見いだせない。
- ²¹ 産休・育休についての説明はILO公式サイト（https://www.ilo.org/dyn/travail/travmain.sectionReport1?p_lang=en&p_structure=3&p_year=2011&p_start=1&p_increment=10&p_sc_id=2000&p_countries=LT&p_countries=AZ&p_print=Y）による（2022年9月30日）。
- ²² ソ連期の産休は1960年代初めに産前・産後ともに56日間となり（B.A.Engel, *Women in Russia, 1700-2000*, Cambridge, 2004, p.233）、育休は1980年に3年間まで延長された（拙稿「ロシアにおける子育て支援政策の現状と課題」『海外社会保障研究』第191号、2015年、49ページ）。
- ²³ そのための第一歩は国際・国連機関や国際NGOの報告書の分析である。
- ²⁴ 拙稿・前掲「体制転換後のロシア、ベラルーシ、カザフスタンの社会と保育」315ページ。
- ²⁵ この点について、「保育を受けることの不平等性は特に農村部・遠隔地の子どもと障害児に顕著にみられる」とユニセフの報告書は指摘する（UNICEF, *Early Childhood Development in Azerbaijan*, 2019, p.10）。IPHR, BHRC, *op.cit.*, p.66でも就園率の低さ、とりわけ農村における問題について指摘しており、67ページには本稿図10の全国値が図示されている。

- ²⁶ 就園率の低い農村のほうが、逆に定員充足率が高いのは、農村の施設数が全体の4割であることと関係している（表4参照）。
- ²⁷ 『ロシア統計年報』『ロシア社会生活年報』、『ベラルーシ統計年報』『ベラルーシ社会生活年報』『ベラルーシの教育』、『カザフスタン国民生活水準年報』『カザフスタン生活水準・貧困年報』の各年版、カザフスタン統計委員会公式サイト（2022年2月28日）による。
- ²⁸ この専門教育が9年制の卒業生を対象としたものか、11年制のそれに対するものか、という点は表7、8の出典では不明である。

謝辞：本稿執筆にあたり、科学研究費基盤研究（C）課題番号18K02470と同（B）同19H01649、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター共同研究プログラム、青山学院大学教育人間科学部附属教育人間科学研究所プロジェクト研究から援助を受けました。

An Introduction to the Child Study of the Republic of the Azerbaijan (2) : Present State of Infants and ECCE

MURACHI Toshimi

In this second report of the child study in the Republic of Azerbaijan, the author focuses on the characteristics and challenges of the current situation regarding infants and ECCE in Azerbaijan and identify the following points:

(1) As a result of three regular baby booms from the late 20th century to the 2010s, the infant (0-5 years old) population has fluctuated between just over 700,000 and over 1 million. This is the driving force behind the tripling of the total population over the same period. However, the total fertility rate has been consistently declining and has fallen below the population replacement level in recent years. Azerbaijan is characterised by the fact that the rural population accounts for nearly half of the total population. Such high rural population ratio leads to repeat the reproduction cycles, which in turn leads to repeat infant population, resulting in population growth. At the same time, however, the high rural population ratio also leads to the low GDP per capita and the weak demand for ECCE.

(2) The ECCE system stipulated in the Constitution (1995) and the Education Act (2009) covers children aged 3-5 years, of which ECCE is compulsory for 5-year-olds. The primary and secondary education system inherits the Soviet-era '4-5-2 system', while higher education is developed on a '4-2-3 system' as the country is a member of the European Higher Education Area. We are not aware of any recent move towards a 12-year primary and secondary education system as required by the above Area.

ECCE facilities are divided into four main types, of which day nurseries for children under the age of three (plus nurseries-kindergartens for children aged 1-5) and kindergartens for children aged three and above. After falling by nearly 30% in the 1990s and 2000s due to the break-up of the Soviet Union and other factors, the number of ECCE facilities is recovering in cities in the 2010s. However, it is still 84% of the 1991 level.

The number of preschool children follows the same trajectory as the number of facilities, with the value in 2021 being 70% of the 1991 level.

The enrolment rate of ECCE facilities is 32% in 2021. The relationship between institutional care and that at home is reversed in the other three countries. The low enrolment rate of ECCE facilities is due to the high rural population ratio.

Considering these trends from a different angle, it can be said that the 'promotion of institutional ECCE' policy promoted nationwide during the Soviet period changed to one that suited the actual situation in each country after independence.

(3) Since the beginning of the 21st century the educational background of ECCE workers has

been slowly improving, with over 30% having completed higher education in 2021. On the other hand, more than 60 % have specialized professional education. Clarifying the impact of this on the actual practice of childcare is an issue to be addressed in the future.